

令和8年度分 住民税申告相談会のご案内

確定申告は2月16日(月)から3月16日(月)までです

◆申告相談会の日程及び場所

月 日	曜 日	時 間	対象地区	会 場
2月16日	月曜日	8:30 ~ 17:00	幌延地区全域	幌延町役場 2階 大会議室
2月17日	火曜日	8:30 ~ 17:00		
2月18日	水曜日	8:30 ~ 17:00		
2月19日	木曜日	10:00 ~ 16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター 研修室
2月20日	金曜日	9:00 ~ 15:00		

◆主な確定申告を必要とする方

- 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- 年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

◆確定申告することによって、源泉徴収税が還付（還付申告）される方については、既に役場で受け付けしています。

例) 令和7年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円（総所得金額等が200万円未満の方は所得の5%）を超える方、または令和7年中に一定の取組（定期健康診断など）を行い、スイッチOTC医薬品を1万2千円以上購入された方（上限控除額8万8千円）

※事前に領収書を人ごと・病院ごとに集計し、「医療費控除の明細書」を作成のうえ持参いただくとスムーズに申告手続を済ませることができます。

※保険等で補てんされた金額がある場合は、補てんされた額をご確認のうえお越しください。

※どちらか一方のみの選択になりますので、併用はできません。

例) 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方、または増改築された方で一定の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受ける方

◆申告相談にお越しの際には、次の物を持参してください。

- 「納税者のマイナンバーカード（個人番号カード）」または「納税者の通知カード及び運転免許証などの写真付身分証明書」
- 扶養親族・事業専従者のマイナンバー（カードを持参する必要はありません）
- 令和7年中の収入を明らかにするもの（源泉徴収票など）
- 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
- 医療費控除の明細書等
- 障害者控除を受ける方は障害者手帳
- 国民年金支払証明書、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の領収書など
- 申告者本人名義の口座番号がわかるもの（還付金が発生した場合に必要です。）

お問い合わせ先：住民生活課 税務住民係 電話：5-1112 告知端末機：5-8812